

令和4年度 第4回 I T活用検討委員会次第

日時：令和4年12月7日(水)10:00～
場所：議事堂第2、第3委員会室

1 開 会

2 協議事項

議会における I T活用の推進について

- ・オンラインによる模擬委員会の実施及び規定整備
(委員会条例の一部改正、オンライン委員会運営要綱の制定)
- ・会議規則の一部改正(配布に係る改正)
- ・タブレット端末の返却及びリカバリーの取扱等

3 その他

4 閉 会

<資料>

- ・資料1 オンライン委員会実施に係る規定整備について
- ・資料2 富山県議会会議規則の一部改正について
- ・資料3 タブレット端末の返却及びリカバリーの取扱について
- ・参考資料 富山県議会タブレット端末の試行導入に係る基本方針

1 オンライン委員会の開会事由

総務省の見解

「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」に、
「映像と音声の送受信により……委員会を開催することは差し支えない」（R2.4.30総行第117号）

「今般の新型コロナウイルス感染症対策のように、一カ所に参集することを控える必要があるなど、委員会を開催すること自体が困難な場合を想定したものである。上記以外の開催のあり方については、……感染症対策としてのオンラインによる委員会の開催の取組や運営上の工夫も踏まえた上で考えていくべき課題であると認識」（R2.7.16総行第180号）

先行都府県の状況（委員会条例の改正などで規定）

※一般財団法人地方自治研究機構HP「地方議会の委員会におけるオンライン会議に関する条例」
http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/077_online_committee.htm（令和4年10月30日更新）」による。

新型コロナウイルス感染症（重大な感染症）のまん延防止措置等

東京 熊本
長崎

群馬 茨城 埼玉
愛知 三重 静岡
兵庫 山梨 鳥取
栃木 愛媛 長野

※赤字の都府県は、R3年度末までにオンライン委員会の開催実績があるもの（地方行政調査資料2022.6.6より）。

大規模な災害の発生等

秋田 大阪
大分 福井

育児・介護等の個別事由

※下線の県は「その他特に必要がある場合」「その他やむを得ない理由」等の包括規定あり。

本県も秋田県等と同様に幅広の事由を認める

本県の対応（案）

- 先行都府県が設ける事由（重大な感染症、大規模災害、育児・介護）はいずれも盛り込み、幅広に設定する。
 重大な感染症、大規模災害：コロナ禍や災害時においても住民の声を反映した意思決定を行うため
 育児・介護等：事情がある委員も出席可能とすることで多様な人材の議会への参画を促すため
- 委員個別の事由については「その他のやむを得ない事由」を含む包括規定とする。
 → 委員会条例に規定

2 オンライン委員会の条例上の位置づけ

先行都府県の状況（委員会条例の改正などで規定）

- ・ 条例上の位置づけ ……

開会方法の特例 (委員長がオンライン活用を決定)	または	出席方法の特例 (委員長がオンライン出席を認める)
------------------------------------	-----	-------------------------------------

 - 11都府県 秋田、群馬、東京、福井、静岡、大阪、兵庫、鳥取、長崎、熊本、大分
 - 8県 茨城、栃木、埼玉、山梨、長野、愛知、三重、愛媛
- ・ オンライン出席の条件 …… 17都府県が「委員長の許可を得なければならない」と規定

本県の対応（案）

- ・ 「**開会の特例**」と位置付ける。
オンライン活用に特化したルール（出席確認、採決の方法等）を適用するため。
- ・ **オンライン出席は委員長の許可制とする。**
大多数の都府県同様。条例などで定める事由に該当しない不正なオンライン出席によって、委員会の出席や表決に疑義が生じることを防ぐため
- ・ **許可を得たオンライン出席委員は、定足数、表決、記録等における「出席委員」とする。**

→ 委員会条例に規定

※費用弁償（公務諸費）の支出対象

- ・ 「富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」第4条の「議長、副議長及び議員が」「委員会に出席したとき」に該当。
- ・ 費用弁償の意義とされる「正規の会議出席に伴い、その職責を十分果たすための準備、連絡調整...等の費用（最判・平成21（行ヒ）211）」は委員会室出席と同様に要すると考えられる。

委員会条例の一部改正案

【1 オンライン委員会の開会事由、位置づけ】

第10条（招集）のあとに、第10条の2（開会方法の特例）を新設する。

現 行	改 正 案	備 考
<p>(招集) 第10条 委員会は、委員長が招集する。 2 略（最初の招集は、議長が招集） 3 略（委員の1/3以上の請求で招集）</p>	<p>(招集) 第10条 委員会は、委員長が招集する。 2 略 3 略 <u>（委員会の開会方法の特例）</u> 第10条の2 委員長は、次に掲げる場合において、<u>適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開会することができる。</u> (1) <u>重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合</u> (2) <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合</u> <u>2 前項の場合において、委員は、オンラインにより委員会に出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u> <u>3 前項の許可を得てオンラインにより委員会に出席した委員は、次条（定足数）、第12条（表決）第1項、第13条（委員長及び委員の除斥）及び第25条（記録）の出席委員とする。</u> <u>4 オンラインを活用した委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>開会方法の特例条項の新設</p> <p>(開催事由) (1) 感染症、災害等による参集困難の判断 (2) 育児、介護その他の個別事情による求め</p> <p>・オンライン出席は委員長の許可を得て行う ↓ ・定足数、表決等においても「出席委員」 ・運用に関する必要事項は別に定める →運用要綱</p>

包括規定

必要性の判断の余地を明記

3 オンライン委員会導入に伴う条例規定事項の取り扱い（秘密会、参考人等）

(1) 秘密会

- ・規定整備済みの19都府県のうち、11都府県がオンライン委員会では秘密会を開催できない旨、条例等に明記している。
- ・現状、本県が予定するオンライン会議環境（Zoom等の使用、委員の事務所や自宅との通信）での秘密性の保持は確実とはいえない。

(本県案)

秘密会は開催できないこととする。

→ 委員会条例に規定

(2) 公述人及び参考人のオンライン出席

・総務省の見解(参考人についてのみ示されている)

「新型コロナウイルス感染症対策として行う場合に限らず、映像と音声の送受信…方法（以下「オンラインによる方法」という。）により、意見聴取を行うことは差し支えないと考えられる。」

「オンラインによる方法で意見聴取を行う場合には、出頭を求めないで参考人から意見聴取を行うための所要の手續（条例や会議規則、要綱等の根拠規定の整備や議決又は申し合わせ等）を講じて……行うことが適切と考えられる。」

(R4. 6. 10総行行第161号)

・先行都府県の状況（令和4年9月時点）

公述人	可 1 < 不可 5	検討中	2
参考人	可 6 > 不可 0	検討していない	11

(本県案)

当面、参考人についてのみ、オンライン出席を認める。

(オンライン委員会の場合に限らず、通常の委員会においても認める)。

参考人が委員会の指定する者であるのに対し、公述人は公募により申し出のあった者から選定する者であり、オンライン出席時の本人確認等には、参考人以上に注意を要するものと考えられる。

→ 委員会条例に規定

委員会条例の一部改正案

【2 オンライン委員会における秘密会（不可とするもの）】

第15条（秘密会）に但し書きを追加し、オンライン委員会は秘密会とすることができない旨を明記する。

現 行	改 正 案	備 考
<p>（秘密会）</p> <p>第15条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p>	<p>（秘密会）</p> <p>第15条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、第10条の2第1項の規定によりオンラインを活用して開会する委員会は、秘密会とすることができない。</u></p>	<p>但し書きの追加</p>

【3 参考人のオンライン出席（可とするもの）】

第24条の2の第1項における参考人の出席にオンラインによる出席を含む旨を追記する。

現 行	改 正 案	備 考
<p>第22条 略（公述人の発言）</p> <p>第23条 略（委員と公述人の質疑）</p> <p>第24条 略（代理人又は文書による意見の陳述）</p> <p>（参考人）</p> <p>第24条の2 委員会が参考人の出席を求めようとするときは、議長を経なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 前3条の規定は、参考人について準用する。</p>	<p>第22条 略（公述人の発言）</p> <p>第23条 略（委員と公述人の質疑）</p> <p>第24条 略（代理人又は文書による意見の陳述）</p> <p>（参考人）</p> <p>第24条の2 委員会が参考人の出席（<u>オンラインによる出席を含む。</u>）を求めようとするときは、議長を経なければならない。</p> <p><u>2</u> 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p><u>3</u> 前3条の規定は、参考人について準用する。</p>	<p>「参考人の出席」に「オンライン出席を含む」旨を追記</p>

4 オンライン委員会の開会パターン

オンライン委員会の開会パターン（都道府県議会デジタル化専門委員会による分類）

	パターンA (ハイブリッド型)	パターンB (ハイブリッド型)	パターンC (完全オンライン型)
正副委員長	委員会室	(委員長又は正副委員長が) オンライン	オンライン
委員	(一部又は全委員が) オンライン	(一部又は全委員が) 委員会室	//
議会事務局	委員会室	委員会室	//
執行部	//	//	//
傍聴者	//	//	//

(注)A～Cのいずれのパターンでも、委員会の議事内容は、議案について執行部からの説明が行われ、委員と執行部との質疑応答の後、討論、採決が行われるものとする。

- ・茨城県：パターンA～Cいずれも想定
- ・大阪府：パターンAのみ想定

本県の対応（案）

- ・当面の間は、委員長がその職務を全うすることがより確実と思われるパターンA（正副委員長は委員会室）で運営する。

委員長としての職務（出席確認、通信不良時の判断、表決等）をオンライン出席により全うするための課題は多く、本県において運営のノウハウの蓄積や設備環境の整備が進むまでは、正副委員長のオンライン出席は困難である。

- ・執行部はオンライン出席の対象外とする。

組織として委員会に対応しており、特定の職員が欠席しても対応可能であるため。

→ 状況に応じた運用の見直しが機動的にできるよう、委員会条例ではなく運営要綱に規定

5 オンライン委員会運営要綱の制定

富山県議会オンライン委員会運営要綱（案）	備 考
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、富山県議会委員会条例（昭和31年富山県条例第37号。以下「条例」という。）第10条の2第1項の規定によるオンラインを活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）の運営に関し、同条第4項の規定に基づき、表決の方法その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（オンライン出席委員の責務）</p> <p>第2条 オンラインにより委員会に出席する委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、現に委員会室にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像と音声の送受信により委員会室の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。 (2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。 (3) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。 <p>2 委員は、第1項の責務を果たすために、イヤホン、マイク、ヘッドセット等を使用することができるものとする。</p> <p>3 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。</p>	<p>※富山県委員会条例に定める委員会 = 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（予算特別委員会を除く） ⇒ オンライン委員会の開会対象</p> <p>・セキュリティ対策 ・出席委員以外の者を入れない ・関係ない映像や音声を入れない</p> <p>・通信テストは必須とする。 ・開会予定時刻の30分前は、実務上は余裕のない時間→実際は1時間前に行っておきたい</p>

富山県議会オンライン委員会運営要綱（案）	備 考
<p>（オンライン委員会の開会）</p> <p>第3条 条例第10条の2第1項第2号の規定により、オンライン委員会の開会を求める委員は、原則として、オンラインによる出席を希望する日の2日前の午後1時までに、オンライン委員会開会請求書（様式第1号）を委員長に提出しなければならない。この場合において、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する休日（以下、「県の休日」という。）は、日数に算入しない。</p> <p>2 委員長は、条例第10条の2第1項第1号に該当すると認めるとき、又は前項の請求がやむを得ない事由によるものと認めるときは、オンライン委員会の開会を決定することができる。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長及び各会派代表者の意見を聴くことができる。</p> <p>3 委員長は、前項の決定をしたときは、所属委員に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。</p> <p>（オンラインによる出席の申請）</p> <p>第4条 前条第3項の通知を受け、委員会にオンラインによる出席を希望する委員は、原則として、オンラインによる出席を希望する日の1日前（県の休日は、日数に算入しない。）の午後1時までに、オンライン出席申請書（様式第2号）を委員長に提出しなければならない。ただし、前条第1項による請求書を提出した委員は、当該提出をもってこれに代えるものとする。</p> <p>2 委員長は、前項の申請書を提出した委員の委員会室への参集が困難であると認めるときは、これを許可するものとする。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長及び各会派代表者の意見を聴くことができる。</p>	<p>・委員が個別事由により開会を求める規定による場合 → 2日前の午後1時までに「オンライン委員会開会請求書」を提出</p> <p>・重大な感染症または大規模な災害により参集が難しいと判断される場合、 または ・上記の個別事由がやむをえないものと認められる場合</p> <p>⇒ オンライン委員会の開会ができる。</p> <p>⇒ 所属委員へ開会決定通知</p>

富山県議会オンライン委員会運営要綱（案）	備 考
<p>（委員長、副委員長のオンライン出席の取扱い）</p> <p>第5条 委員長及び副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンラインにより委員会に出席することができない。</p> <p>2 委員長が委員会室に出席できないときは、副委員長が委員長の職務を行うものとし、委員長及び副委員長がともに委員会室に出席できないときは、委員会室に出席している年長委員が委員長の職務を行うものとする。</p> <p>（オンライン出席委員）</p> <p>第6条 委員長は、オンラインにより委員会に出席しようとする委員について、本人の映像と音声を確認できる場合に限り、条例第10条の2第3項に規定する出席委員と認めるものとする。</p> <p>（表決の方法等）</p> <p>第7条 委員長は、表決をとろうとするときは、オンライン出席委員の賛否を挙手と発言により1人ずつ確認した後、委員会室に出席している委員の賛否を挙手により確認し、オンライン出席委員の賛否と合算して多少を認定するものとする。</p> <p>2 委員長は、問題について異議の有無を諮るときは、オンライン出席委員及び委員会室に出席している委員に同時に行うものとする。</p> <p>3 表決宣告の際、前条の状態が確認できないオンライン出席委員は、表決に加わることができない。</p> <p>4 オンライン委員会においては、投票による表決を行うことができない。</p>	<p>・ 当面、パターンA（正副委員長は委員会室で出席）で運営</p> <p>・ 委員長、副委員長が委員会室に出席できない（＝欠席となる）場合の対応（現行の委員会条例における、委員長、副委員長に事故がある場合の「委員長の職務代行」の取り扱いに準じる）</p> <p>・ 本人の映像と音声がいずれも確認できる場合に限り出席とする</p> <p>・ オンライン出席委員の賛否は、挙手と発言により1人ずつ確認</p> <p>・ 投票による表決は不可とする（秘密保持が困難であるため）</p>

富山県議会オンライン委員会運営要綱（案）	備 考
<p>（秩序保持に関する措置）</p> <p>第8条 オンライン出席委員が条例第18条第2項に規定する状況にあるときは、委員長は、回線の遮断等により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。</p> <p>（疑義の協議）</p> <p>第9条 オンライン委員会の運営に関して疑義が生じた場合は、議長がこれを定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>条例第18条 委員会において<u>地方自治法、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。</u></p> <p>2 <u>委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。</u></p> <p>⇒ オンライン委員会においても、委員長が回線遮断等により上記同様の措置をとることを可能とする。</p>

富山県議会会議規則の一部改正について（案）

1 改正理由

令和 5 年度から議事日程等の配付をペーパーレス化することから、配付に代わる措置を規定するもの。

2 改正内容

現行	改正案
<p>(会議録の配布)</p> <p>第 125 条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。</p> <p>(会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>第 130 条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。</p>	<p>(同左)</p> <p>第 125 条 会議録は、_____議員及び関係者に配布する。</p> <p>(配布に代わる措置)</p> <p>第 130 条 議長が、この規則の規定により議員に配布すべき議事日程その他の文書の配布に代えて、議員が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講じたときは、当該配布をしたものとみなす。</p> <p>(同左)</p> <p>第 131 条 (同左)</p>

3 現行規則の「配布」に係る規定

(日程の作成及び配布)

第 20 条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(委員長及び少数意見の報告)

第 41 条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者で第 75 条((少数意見の留保))第 2 項のを行った者が、少数意見の報告をする。

2 少数意見が 2 個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第 1 項の報告は、議会の議決により、又は議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配布し、若しくは朗読したときは、省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

※この外、投票用紙の配布に係る規定あり

4 改正までのスケジュール

- ・議会運営委員会で改正概要、文案の説明
- ・2月定例会に会議規則改正案を提出、採決

5 規則改正に伴う要綱、先例の取扱等

要綱及び先例に係る配付については、基となる会議規則において「配布に代わる措置」を規定することから、改正等はしない。